

令和7年7月1日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記



令和6年(ワ)第7990号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和7年3月17日

判 決

東京都千代田区麹町2-12-1 VORT半蔵門2階

原 告 水 原 清 晃
同訴訟代理人弁護士 小 沢 一 仁

被 告
同訴訟代理人弁護士 中 川 卓

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

被告は、原告に対し、165万円及びこれに対する令和5年1月4日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、原告が、被告に対し、インターネット上の短文の投稿サイトであるX(旧ツイッター)における被告の投稿により原告の名誉権が侵害されたと主張して、不法行為に基づき、損害賠償金165万円及びこれに対する不法行為の日である令和5年1月4日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実

以下の事実は、争いがないか、後掲証拠(特記しない限り枝番を含む。以下

同じ。)及び弁論の全趣旨により容易に認められる。

(1) 当事者

原告は、X等のインターネット上のサイトに「暇空茜」等のアカウント名で投稿をしており、動画の投稿サイトであるY o u T u b eで開設しているチャンネルの令和6年7月時点の登録者数は約20.7万人である(甲3)。

被告は、Xに「モジモジ」のアカウント名で投稿をしている(甲4)。

(2) 原告の住民監査請求等

ア 一般社団法人C o l a b o (以下「コラボ」という。)は、困難な問題を抱える若年女性の支援等を目的とする活動をしており、東京都若年被害女性等支援事業の委託を受け、東京都との間で令和3年度に委託料の上限額を2600万円とする事業委託契約(以下、この契約に基づき実施された事業を「本件事業」という。)を締結していた。

イ 原告は、令和4年9月頃から、インターネット上で、コラボの活動等を批判する記事、動画等の投稿を繰り返すようになった(乙13~21)。

原告は、同年11月、東京都監査委員に対し、コラボの東京都への令和3年度の本件事業に係る会計報告書(原告が公文書開示請求で入手した「事業計画書」及び「実施状況報告書」。以下、併せて「本件会計報告書」という。)について、ウェブサイト上で公開されたコラボ全体の活動報告書(以下「本件活動報告書」という。)と整合せず、不正があると主張して、地方自治法242条1項に基づき、監査を求める住民監査請求をした(甲20・1~6頁。以下「本件監査請求」という。)

東京都監査委員は、令和4年12月28日を通知日として、本件監査請求に対する監査結果を記載した書面(以下「本件監査結果」という。)を作成し(甲20、24)、原告は、同月29日にこれを受領した。

原告は、同日、記事、動画等の投稿サイトであるn o t eに、本件監査結果の全文に解説を付した記事を投稿し、1000円で販売したほか(甲2

5)、Xに、本件監査結果に関してコラボを批判する記事を投稿した(以下、これらの記事を「公表前原告投稿」と総称する。)

東京都監査委員は、令和5年1月4日、本件監査結果について、その全文と要旨を公表した(甲20、24)。

5 (3) 被告は、令和5年1月4日午後4時24分、Xに「結局監査請求人が先に結果を手にする時間差を最大限に悪用して虚像を流布してただけやんね。＞暇空」と投稿した(以下「本件投稿1」という。)。本件投稿1は、コラボ代表者の同日のXへの「C o l a b oとしては当然の結果ですが、「違法」なことも「会計不正」もなかったことが明らかになりました。ぜひ多くの方に読んでい

10 ただきたいです。[リンク先]」との投稿を引用してされた。(甲4の1)

(4) 被告は、令和5年1月4日午後10時4分、Xに「事情を知らない人は、0対100なんてことを想像はしないですからね。五分五分くらいから考え始めるし、すぐバレる嘘をつくはずないと考えます。実際そういうことする奴はいるんですけどね。今回の暇空もそうですが、ひろゆきにしても橋下にしても似たようなもん。完全に味しめてる。」と投稿した(以下「本件投稿2」といい、本件投稿1と併せて「本件各投稿」という。)。本件投稿2は、第三者の同日のXへの「事の始めからざっくりでも見ていけば、「疑惑」なんてのはどこにも何にもなく、まさしく言葉どおりに「火のないところに放火」案件であることは明らかなのだが、「嘘を100回」の有象無象のハレーションのかさ

15

20 を見せつけられてげんなりした」との投稿を引用してされた。(甲4の2)

3 争点及び当事者の主張

本件の主な争点は、社会的評価が低下したか(争点1)、違法性又は故意が否定されるか(争点2)及び損害(争点3)である。

(1) 争点1(社会的評価が低下したか)について

(原告の主張)

本件投稿1は、「原告は、監査請求人として本件監査結果を受領した令和4

年12月29日から東京都が本件監査結果を公表した令和5年1月4日までの時間差を悪用して、本件監査結果について、原告にとって有利であり、コラボにとって不利である虚偽の事実を記載したnoteの記事を1000円で販売するなどして流布した」との事実を摘示したものである。

5 本件投稿2は、「原告は、不正行為をしていないコラボについて、不正行為をしているとの虚偽の事実を繰り返し述べることにより、大衆を扇動し、集団で攻撃してコラボに甚大な危害を加えた」との事実を摘示したものである。

上記のような本件各投稿は、原告の社会的評価を低下させるものである。
(被告の主張)

10 本件投稿1は、原告が本件監査結果に関してコラボが重大な違法行為をしたかのような印象を与える投稿（公表前原告投稿）を繰り返した事実、本件監査結果でコラボの違法行為が認定されたわけではなかった事実等を前提に、
「原告が、監査請求人として公表されるより早く本件監査結果を入手したことを悪用し、コラボが重大な違法行為をしたかのような印象を与える投稿をした」との論評を表明したものである。

15 本件投稿2は、上記事実等を前提に、「細かい事情を知らない人は、すぐばれるような嘘をつく人はいないと考えるが、実際にはそういうことをする人はおり、原告もその一例である」との論評を表明したものである。

原告が本件監査結果に関してコラボを激しく批判する投稿（公表前原告投稿）を繰り返したことに對し、上記の程度の論評を表明した本件各投稿により、不法行為に当たるほどに原告の社会的評価が低下したとはいえない。

(2) 争点2（違法性又は故意が否定されるか）について

(被告の主張)

25 本件各投稿は、本件監査結果に関する公表前原告投稿に対する批判を内容とし、公共の利害に関する事実に係るものである。

本件各投稿は、公表前原告投稿により被害を受けていた福祉団体であるコ

ラボを擁護するなどの専ら公益を図る目的で行われたものである。

本件監査結果では、監査請求人である原告の主張は一部軽微な点を除き退けられたが、公表前原告投稿は、原告の主張が全面的に認められたかのような内容になっている。したがって、本件各投稿が、事実の摘示であるとされた場合には、その事実は真実であるし、仮に真実でないときにも、被告がそれを真実と信ずるについて相当な理由があった。本件各投稿が、論評の表明であるとされた場合には、その前提事実の重要部分は真実であるし、仮に真実でないときにも、被告がそれを真実と信ずるについて相当な理由があり、本件各投稿は、論評の域を逸脱したものではない。

したがって、仮に本件各投稿が原告の社会的評価を低下させると認められたとしても、違法性又は故意が否定され、被告は不法行為責任を負わない。

(原告の主張)

本件各投稿が公共の利害に関する事実に係るものであることは争わない。

本件各投稿は、専ら原告を貶める目的によるものであり、公益を図る目的によるものではない。

公表前原告投稿は、本件監査結果で原告の主張が全面的に認められたとしていないから、その内容が虚偽であるとか、原告が嘘をついたなどの本件各投稿で摘示された事実が、真実であることは立証されておらず、被告がそれを信ずるについて相当な理由があったともいえない。仮に本件各投稿が論評の表明であるとされた場合も、その内容は論評の域を超えている。

したがって、本件各投稿について、違法性又は故意は否定されない。

(3) 争点3 (損害) について

(原告の主張)

本件各投稿による原告の社会的評価の低下は大きく、原告が被った精神的苦痛を金銭に評価すると150万円を下らない。弁護士費用相当額は15万円を下らない。

(被告の主張)

原告の主張は、争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件監査請求における原告の主張

本件監査請求における原告の主張は、要旨以下のとおりである（甲20）。

ア 本件会計報告書には、ホテル宿泊費1泊1万円・300泊分を要したとの記載があるが、本件活動報告書に232泊分の記載しかなく、過大申告がある。

イ 本件会計報告書には、タイヤ交換費用30万円（冬タイヤと夏タイヤの購入費）及びドライブレコーダー購入費用10万円を要したとの記載があるが、本件活動報告書に車両関連費として20万0465円の記載しかないし、毎年冬タイヤと夏タイヤを購入する必要はなく、過大申告がある。

ウ 本件会計報告書には、ガソリン代30万円を要したとの記載があるが、実際のバスの移動距離、移動回数、燃費、ガソリン代単価等を基に試算するとガソリン代は7万2533円にしかならず、過大申告がある。

エ 本件会計報告書には、通信運搬費21万6000円（携帯電話代24万円、インターネット代36万円の合計額）を要したとの記載があるが、根拠が不明であり、合計額も合わず、過大申告がある。

オ 本件会計報告書には、会議費20万円を要したとの記載があるが、本件活動報告書に会議費11万6811円の記載しかなく、過大申告がある。

カ 本件会計報告書には、法定福利費350万円を要したとの記載があるが、本件活動報告書に法定福利費335万0332円の記載しかなく、過大申告がある。

キ 本件会計報告書には、医療費65万円を要したとの記載があるが、本件

活動報告書には寄付により 69 万 4010 円の医療支援を受けた旨の記載があり、二重計上がある。

ク 本件会計報告書には、税理士及び社労士の報酬及び顧問料等を含む人件費 908 万円を要したとの記載があるが、これは本件事業の実施の有無にかかわらず発生するから、本件事業の経費として申請するのは不当である。

ケ 本件会計報告書における相談人数や長期保護人数は、本件活動報告書におけるそれらの人数と整合せず、不正なものである。

(2) 本件監査結果の内容

本件監査結果の内容は、要旨以下のとおりである（甲 20）。

ア 前記（1）の原告の主張ア～キについては、帳簿記録を調査すると、実際に要した経費を本件会計報告書に計上したことが確認できるため、同各主張は妥当でない（同エの合計額は誤記である。）。同ケについては、本件会計報告書に不正があることの疎明がないため、同主張は妥当でない。

他方、前記（1）の原告の主張クについては、税理士等の報酬等を全額計上しており、これには本件事業の実施に必要な経費以外の経費が含まれることになるため適切でなく、同主張の一部には理由がある。

イ 本件会計報告書について検証したところ、①本件事業の経費として計上するに当たり不適切な点があるもの及び②本件事業の経費として計上するに当たり妥当性が疑われるものが認められた。

ウ 前記イ①の不適切な点があるものは、以下のとおりである。

（ア）コラボは、本件事業以外の事業もしており、本件事業に必要な経費を特定するには、その経費と、本件事業以外の事業に必要な経費とを区分する必要がある。具体的には、按分すべき法定福利費、税理士等の報酬等について、按分せずに全額を計上しており、不適切である。

（イ）本件事業の特性上やむを得ない事由があることは理解できるものの、領収書として認められるか否か疑義が生じる領収書が含まれているこ

とや、領収書を示さずに経費が計上されていることは、不適切である。

(ウ) 本件会計報告書のうち実施状況報告書の内訳に、実際と異なる備品や購入していない備品が記載され、実態を正確に反映せずに事業計画書の事業所要額の内訳をそのまま転記したと思われるものが見受けられることは不適切である。

(エ) 本件事業に係る契約の仕様書において実施すべきとされた夜間見回り等について、履行確認が困難な程度の記載にとどまり、不適切である。

エ 前記イ②の妥当性が疑われるものは、以下のとおりである。

給食費、宿泊支援費として、1回当たりの支出が比較的高額なレストランでの食事代、ホテル宿泊代、食事代とは理解し難い物品購入代が計上されている。また、都外遠隔地での宿泊代など、本件事業の経費として計上することに妥当性の疑われるものが見受けられる。

オ 本件事業に係る契約の仕様書記載の経費の総額が、本件会計報告書の経費の総額（2905万7000円）であるとする、委託料の上限額である2600万円を超えているから、本件会計報告書の経費の精算が東京都に損害をもたらすことはなく、原告の主張には理由がないことになる。しかし、前記イ～エの点で、上記精算は妥当性を欠くといわざるを得ない。

カ 以上のとおり、本件会計報告書の経費の精算には不当な点が認められ、その限りで本件監査請求には理由があるから、以下のとおり、地方自治法242条5項に基づき、次に掲げる措置を講じることを勧告する。

(ア) 令和5年2月28日までに、

a 監査対象局（福祉保健局）に対し、本件事業の実施に必要な経費の実績額を再調査及び特定し、客観的に検証可能なものにすること

b 調査の結果、本件事業に不適切と認められるものがある場合等には、過去の事業年度についても精査し、返還請求等の措置を講じること

(イ) なお、本件事業に係る委託の会計処理について次の意見を付す。

- a 監査対象局は、本件事業の実施に必要な経費を正確に報告させ、これを精査した上で精算を行うとともに、経費の支出内訳について、仕様書に定める支出対象費目の区分に準じること
- b 本件事業の履行の完了について具体的に受託者に報告を求めること
- c 人件費や報償費等のように、本件事業の経費とそれ以外の事業の経費とを区分することが困難な経費については、事前に按分の考え方等を受託者に示すなどして合理的な説明ができるようにすること
- d 概算払による資金の交付について、本件事業の経費以外に流用しない旨を契約書において明らかにしておくこと
- e 宿泊費や給食費等につき1人1回当たりの上限額等の合理的な基準を設け、宿泊につきその人数、目的、泊数等を報告させること
- f 受託者に対し、本件事業が公金を使用する事業であること等を改めて指導徹底すること

(3) 東京都の再調査

東京都は、本件事業の経費の実績額を再調査し、令和5年2月28日、東京監査委員に対し、要旨以下のとおり報告した(甲21)。

調査の結果、本件会計報告書に係る経費2905万7000円のうち、過大な計上分として、人件費につき97万2000円、給食費につき5万円、消耗品費につき7000円、旅費交通費につき24万7000円、宿泊支援費につき25万9000円、各種保険につき38万9000円の合計192万6000円が認められ、本件事業に係る経費は2713万1000円と認められるから、委託料の上限額である2600万円を委託料として確定した。

(4) 公表前原告投稿等

ア 原告は、令和4年12月29日、Xに以下の投稿をした。

(ア) 午前11時35分、「C o l a b o の不正会計疑惑について行った住民監査請求の結果全文です ざっくりまとめ 2月28日までに ・遡っ

て調べろ、不正があったら返金とかさせろ ・ 区分守らせろ ・ こんな
クソ報告書で通すな ・ 按分しろ ・ 他に流用すんな ・ 宿泊、給食費
に上限つけろ ・ ちゃんと指導しろ」と投稿し、本件監査結果のうち前
記（２）カの部分の画像を添付した（乙４９）。

5 (イ) 午後１時４６分、「お墨付き出たから会計検査院と国税と東京地検特捜
部と公安が今大急ぎで準備してんじゃねえの」と投稿した（乙６３）。

(ウ) 午後４時２分、「あっはっは 終わったな」と投稿した（乙７１）。

(エ) 午後４時６分、「ほんま舐めてるだろお前ら」と投稿し、本件監査結果
のうち前記（２）エの部分の画像を添付した（乙７２）。

10 (オ) 午後４時８分、「はー 終わったな こんな公式に出たら終わりだよ
終わり C o l a b o はもう俺がやることない」と投稿した（乙７４）。

(カ) 午後４時１０分、「まじでケジメ全部付けろ逮捕されろお前ら。マジで
逮捕されろ。臭い飯食ってこい。」と投稿した（乙７５）。

(キ) 午後４時１１分、「税金もらって東京で家出少女支援事業やりますって
15 いった経費で高額レストランや東京遠隔地のホテルとかの領収書落とし
てたのこれ逮捕だろ。もしもしポリスメン？」と投稿した（乙７６）。

(ク) 午後４時１２分、「警察、国税、公安、会計検査院、仕事しろ――
――出番だいけ――！！」と投稿した（乙７７）。

イ 原告は、令和４年１２月２９日午後４時２７分、noteに本件監査結
20 果の全文に解説を付した記事を投稿し、１０００円で販売した（甲２５）。

ウ X上のコラボに言及する投稿は、令和４年１２月２９日より前の１週間
は５万件弱であったが、同日から５日間は１５万件前後となった（甲１８）。

2 争点１（社会的評価が低下したか）について

(１) 前記前提事実及び認定事実によれば、①公表前原告投稿の内容は、原告が
25 受領した本件監査結果に関して、警察、東京地検特捜部、国税局、会計検査
院等が捜査、調査等の準備をしているのではないか、公表されればコラボは

5 終わりである、コラボの関係者は逮捕され、刑事施設に収容されるべきであるなどと伝えるものであること、②本件監査結果において、本件会計報告書に係る概ね9点の不正をいう原告の主張のうち、税理士等の報酬等につき本件事業と本件事業以外の事業により按分した額を計上すべきであり全部を計上するのは不適切であるとする点の主張は採用されたものの、他の点の主張は妥当でないとされたこと、③本件監査結果において、監査対象局（東京都福祉保健局）に対し、本件会計報告書につき再調査をし、今後改めてコラボに対して会計報告の不適切な点につき指導を徹底することなどが勧告されたことの各事実が認められる。

10 そして、本件投稿1は、被告が、上記①～③の各事実を基礎として、原告は、本件監査請求の請求人として、公表の6日前に本件監査結果を受領したことを悪用して、実際には本件監査結果においてコラボの会計報告につき違法な点等は認定されなかったのに、それが認定されたかのように伝える公表前原告投稿を繰り返し、虚像を流布した旨の論評を表明したものといえる。

15 また、本件投稿2は、上記①～③の各事実を基礎として、事情を知らない人は、すぐ露見する嘘を繰り返すような人はいないとするが、実際にはそういう人はおり、今回、公表前原告投稿を繰り返した原告は、その一例である旨の論評を表明したものといえる。

20 (2) 原告は、本件各投稿は、論評に当たらず事実を摘示するものに当たる旨主張するが、本件各投稿における「時間差を最大限に悪用」、「虚像を流布」、「実際にはそういう人（嘘も百回言えば人々が真実と感じるようになることを企図して嘘を繰り返す人）はいる」などの事項は、証拠等をもってその存否を決することが可能であるとはいえず、論評に当たるといえるから、上記の主張は採用することができない。

25 (3) 前記(1)の本件各投稿の論評としての内容に照らせば、本件各投稿により、原告の社会的評価は一定程度は低下したものだといえる。

3 争点2（違法性又は故意が否定されるか）について

（1）本件各投稿が公共の利害に関する事実に係るものであることは争いがない。

（2）前記前提事実及び認定事実によれば、本件各投稿は、原告が、東京都若年被害女性等支援事業の委託を受けて活動をしているコラボの東京都への会計報告につき違法ないしそれに準ずるような不当な点があるなどとして、コラボを批判する公表前原告投稿をしたことに対し、これを批判する内容の論評を表明してコラボを擁護しようとするものと認められ、その目的は専ら公益を図ることにあるといえる。

（3）本件各投稿における論評の前提とされている前記2（1）①～③の事実は真実であると認められる。そして、同②及び③のと通りの本件監査結果で不適切とされた点の内容は、警察、東京地検特捜部、国税局、会計検査院等が捜査、調査等に動き出すことが予想される程度のものではないといえることを考慮すれば、本件監査結果で上記程度の違法ないしそれに準ずる程度の不当な点が認定されたかのように伝える公表前原告投稿について、虚偽のものと評し、その投稿を繰り返した原告の行為について、公表までの時間差を悪用して虚像を流布したものと評するなどした本件各投稿は、その内容及び表現において論評としての域を逸脱したものとはいえない。

（4）これらによれば、本件各投稿は、違法性を欠くものといえる。

4 なお、被告は、本件訴えの提起は訴権の濫用であると主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。

第4 結論

よって、争点3（損害）について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第18民事部

裁判長裁判官

宮崎朋紀



5

裁判官

長 久保



裁判官

根間 玄実



これは正本である。

令和 7 年 7 月 1 日

大阪地方裁判所第 18 民事部

裁判所書記官 田 口 利 佳

